

令和5年4月1日

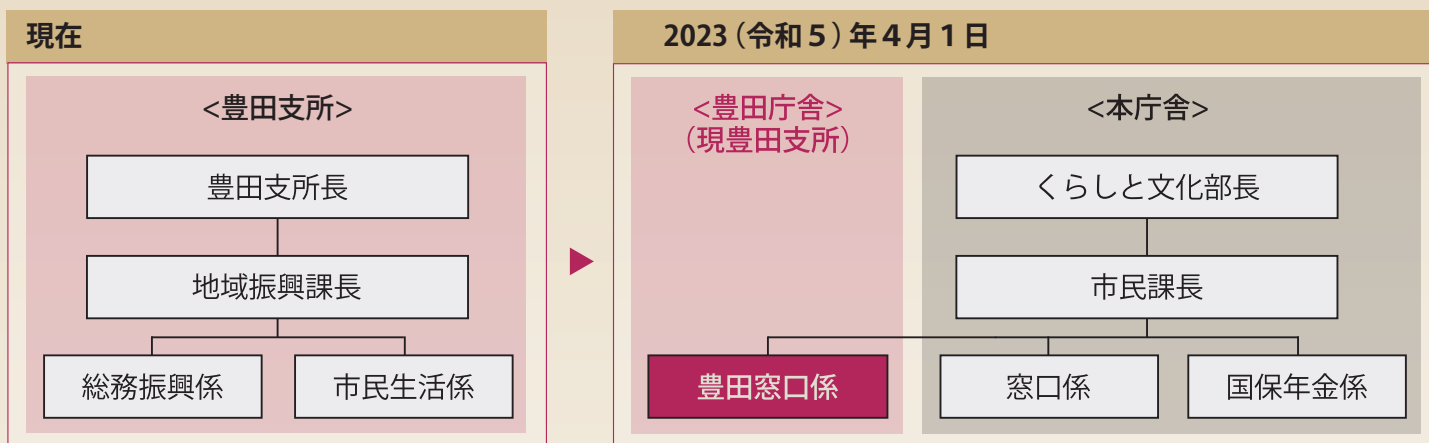
豊田支所を豊田庁舎へ

豊田地域の皆さまの日常生活に直接関係する業務は変わらず行うとともに、効率的な職員配置と円滑な行政サービスを提供するため、豊田支所を豊田庁舎とし、地域振興課に代わり市民課 豊田窓口係を新たに設置します。



組織形態

豊田庁舎に豊田窓口係を設置します。



これまでと同様に 豊田窓口係が行う業務

豊田地域の皆さまへのこれまでの行政サービスが低下することがないように、これまで同様に戸籍の届出、住民票の異動届、各種証明書の発行などを行う市民課窓口業務、税などの受領業務、各種申請書等や本庁舎担当課への連絡事項の取次ぎ業務などを行います。

本庁舎で行うこととなる業務

現在、地域振興課が行っている業務のうち、次の業務などは、本庁舎の担当課などで行います。

- ・もみじ荘、まだらおの湯などの観光施設の管理・運営
- ・斑尾ふるさと祭りなどの企画・運営
- ・「小さな拠点」に関する業務 など

災害対応

▶ 台風などによる災害発生のおそれがある場合には、事前に農業振興課および道路河川課の豊田地域担当者を中心に対応を行います。

▶ 万が一の災害発生の際は、中野地域と同様に農業振興課および道路河川課が中心となって対応します。